

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度 人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム運用保守業務
発 注 課	総務局職員部勤労課
選 定 事 業 者	富士通Japan株式会社 北海道公共ビジネス部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本役務は、「人事給与、庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」、「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」及び「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、契約予定の相手方以外では、当該パッケージシステムの選定理由の一つである法改正の自動適用について、対応することができず、仕様書の要件を満たすことができない。また、本システムにて行う給与計算業務は、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されないが、契約予定の相手方以外ではシステム仕様を知るすべがなく、本市からの質問に回答するためには開発元への確認の時間を要するため業務に支障を及ぼす。 したがって、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため、契約の相手方は当該パッケージシステムの提供元である富士通Japan株式会社に限定される。	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）